## 主 本件各控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人両名は連帯して控訴人に対し、金一二〇万円およびこれに対する昭和四六年一二月一七日以降右完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は、第一、二審共被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、被控訴人ら代理人は、主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上法律上の主張、提出援用した証拠、認否は、つぎに付加する外は、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する(但し、原判決三枚目表四行目の「日の翌日」とあるつぎに、「である昭和四六年二百一七日」と挿入する)。

(控訴人の主張)

仮りに、控訴人の本件転付を受けた貸金債権および連帯保証債権が被控訴人らと 訴外Aとの通謀による虚偽の意思表示によつて締結された消費貸借契約等に基づく ものであつたとしても、控訴人は、昭和四五年四月一六日右Aに金一八一万三〇〇 〇円を貸与するに際し、同人からその担保として同人の被控訴人らに対する本件貸 金債権およびその連帯保証債権に質権の設定を受け、ついで同月二〇日、右貸金等 を証する借用証書二通(甲第二、三号証の各一)を受けとつたから、控訴人は、右 本件貸金等につき質権を取得したものであつて、以後善意の第三者となつたもので ある。よつて、被控訴人らは、本件転付にかかる右貸金債権等につき通謀虚偽表示 による無効を主張することはできない。

(被控訴人らの主張) 右控訴人の主張は争う。

仮りに、訴外名が控訴人主張の如く、本件各消費貸借契約に基づく貸金債権、およびその連帯保証債権等につき控訴人のため質権を設定したとしても、被控訴人らは、右Aから右債権質権設定の通知を受けたこともなげれば、被控訴人らが右債権質権設定の承諾をしたこともないから、右債権質権の設定は被控訴人らに対抗し得ないものである。

(証拠) (省略)

■ 由

一 訴外Aと被控訴人らとの間において、右Aが被控訴人Bに対し、昭和四四年七月九日付をもつて金一〇〇万円を、また同年八月二〇日付をもつて金二〇万円を、いずれも利息および弁済期を定めないで貸与し、同被控訴人はこれを借受けた旨の意思表示(以下本件消費貸借契約という)、並びに、被控訴人Cが被控訴人Bの右各消費貸借契約上の債務につき、その連帯保証をする旨の意思表示をしたこと、控訴人が、控訴人の前記Aに対する控訴人主張の債務名義(勝訴判決)に基づき、松山地方裁判所宇和島支部に、右Aの被控訴人らに対する本件各消費貸借契約に基づく貸金債権恥よび連帯保証債権を目的として、債権差押および転付命令の申請をした結果(右同裁判所昭和四六年(ル)第三三号、(ヲ)第四七号)、右債権差押および転付命令が発せられ、該命令は昭和四六年一一月一三日被控訴人らに送達されたこと、以上の事実についてはいずれも当事者間に争いがない。

二、 控訴人は、前記Aは本件各消費貸借契約締結の意思表示をするに際し、被控訴人Bに対し、金一〇〇万円および金二〇万円を現実に交付じたから、右各消費貸借契約および連帯保証契約は有効に成立したと主張するが、右控訴人の主張事実に副う成立に争いのない甲第二、三号証の各一の記載内容、原審証人Dの証言、原審(第二回)および当審における控訴人本人尋問の結果は、後記各証拠に照らしてたやすく信用できず、他に右控訴人の主張事実を認め得る証拠はない。

築し、右請負代金を昭和四三年一二月二〇日から翌四四年七月二日頃までの間に六回に分割して支払つた外、その後右新築に伴う什器備品その他に約一八六万円余り を投じたこと、そして右建築請負代金のうち、金一七〇〇万円は訴外東邦相互銀行 や国民金融公庫からの借入金でまかなつたが、ぞの余の請負代金一〇〇万円および 代書院金融公庫からの信人金でまかなったが、その来の請負代金一〇〇万円のより 付器備品代等は手持の自己資金でこれをまかなつたこと、ところで、被控訴人B は、当時前記東邦相互銀行の外勤係をしていた訴外Aを通じて同銀行に預貯金をしていたことなどから右Aと親しくしていたところ、その頃右Aから、前記店舗兼居 宅の新築等に多額の自己資金を使用したことが税務署にわかると、相当の税金をと られる虞れがあるから、その税金対策上右新築等に使用した自己資金の相当額を他 から借り入れたことにしておくよう勧められたこと、そこで被控訴人Bは、昭和四 三年一二月二〇日に支払つた前記建築請負代金の分割支払金のうち金一〇〇万円を 自己資金でませった。 自己資金で支払つたところから、右金一〇〇万円を他からの借入金で支払つた様に 装うため、実弟の被控訴人Cや従兄弟の訴外J、叔父の訴外Kらと話し合いの上、 真実は右J、Kの両名から金銭を借り受けたことがないのに、昭和四三年二一月二 真実は右」、Kの両名から金銭を借り受けたことがないのに、昭和四三年二一月二〇日付で右両名から各金五〇万円を、利息は銀行利息と同率として期限の定めな消費り受けた旨の虚偽の意思表示をなし、なお、被控訴人Cが右被控訴人Bの右消費(乙第六号証の一の一および同号証の二の一)を作成し、これにその頃用意したら鑑証明書(乙第六号証の一の二、三、同号証の二の二、三)をつけて、右」、Kらにこれを交付しておいたこと、つぎに、被控訴人Bは、昭和四四年七月以降に資金で支払つたところ、これについても前同様税金対策上、その一部を他からの借受金で支払つたように装うため、前記Aや被控訴人Cと話し合いの上、真実は右Aから金銭を借り受けたことがないのに、昭和四四年七月一日付をもつて同人から金一〇 金銭を借り受けたことがないのに、昭和四四年七月一日付をもつて同人から金一〇 〇万円を借り受け、被控訴人Cがその連帯保証をしたことにして、その旨記載した 内容虚偽の借用証書を作成してこれを右Aに交付したこと、ところがその後右Aから税金対策の上からは右金一〇〇万円の借受金では少ないから、金一二〇万円を借 り受けたことにしておくよう勧められた結果、さきに右Aに交付した金一〇〇万円の借用証書はこれを破棄することにし、改めて被控訴人両名および右Aらが話し合 いの上、真実は被控訴人Bが右Aから金銭を借り受けたことがないのに、右同人から同年七月九日付で金一〇〇万円を、同年八月二〇日付で金二〇万円を、それぞれ 利息および期限の定めなく借り受けた旨(本件各消費貸借契約締結)の虚偽の意思 表示をなし、被控訴人Cが被控訴人Bの右各消費貸借上の債務の連帯保証をしたこ ととし、その旨記載した内容虚偽の借用証書二通(甲第二、三号証の各一)を作成 これにあらかじめ用意した印鑑証明書(甲第二、三号証の各二、三)をつけて し、 右Aに交付したこと、以上の如き事実が認められる。

してみれば、前記Aが被控訴人Bに対し、昭和四四年七月九日に金一〇〇万円を、同年八月二〇日に金二〇万円を各貸与した旨の本件各消費貸借契約は、現実に金銭の授受がなされておらず、当事者間の通謀による虚偽の意思表示によつてなされたものというべきであるから、右当事者間では、右各消費貸借契約および連帯保証契約は不成立ないしは当然無効というべきである。

各消費貸借契約および連帯保証契約が金銭の授受のない虚偽表示であることを理由 に、右各契約の不成立ないし無効をもつて控訴人に対抗することはできないものと いうべきである。

を受けるに、 をであるない。 をのであるない。 をのであるない。 のであるない。 のでは、 のでい。 のでは、 のでいるない。 のでいるない。 をでいるない。 をでいるに のでいるない。 のでいるない。 のでいるない。 のでいるないのはない。 のでいるないのでいるないのでいるないのでいるに をでいるに のでいるに のでいる。 のでいるのでいる。 のでいるのでいる。 のでいるのでいる。 のでいるのでいるのでいる。 のでいるのでいるのでいるのでのでいるのでいるのでのでいるのでいるのでいるのでのでのでいるのでのでのでいるのでのでい

もつとも、控訴人は前記Aに対し、昭和四五年四月一六日金一八一万三〇〇〇円 を貸与したが、その際右Aから本件各消費貸借契約に基づく貸金債権およびその連 帯保証債権につき善意で質権の設定を受けた、仮りにそうでないとしても、右Aから右各債権のあることを知らされ、それを信じて右金銭を貸与したから、その後に控訴人が右各債権が通謀による虚偽表示に基づくものであることを知つたとしても、善意の第三者であることに変りなく、被控訴人らは控訴人にその無効を対抗する。 ることはできないとの趣旨の主張をしているところ、前掲甲第六号証、原審(第二 回)および当審における控訴人本人尋問の結果によれば、控訴人がその主張の如く 右Aに対し、昭和四五年四月一六日頃金一八一万三〇〇〇円(但し、内金三〇〇〇 円は利息を元本に改めたもの)を貸与したことが窺われる。そして原審 (第二回) および当審における控訴人本人尋問の結果によれば、控訴人は右Aに金銭を貸与するに際し、その主張の如く本件各消費貸借契約に基づく貸金債権およびその連帯保 証債権につき質権の設定を受けたとの事実や、控訴人が右Aから右各債権の存在を 知らされ、これを信じて前記金銭を貸与したとの事実を窺わせる趣旨の供述をして いるが、他方右控訴人本人尋問の結果および原審における被控訴人両名各本人尋問 の結果によれば、控訴人は右Aに前記金一八一万三〇〇〇円を貸与するに際し、本 件各消費貸借契約等を記載した借用証書(甲第二、三号証の各一)を右Aから受け とつておらないばかりか、示されてもおらず、右借用証書を受けとつたのは、前記 のとおり右Aが行方不明になつた後であること、また右各債権の質入れや右各債権 の存在については、被控訴人らに全くその通知や照会がなされていないことが認め られるのであつて、これらの事実に、前記被控訴人両名の各本人尋問の結果に照ら してみると、前記債権質入れの事実や、その存在を信じて取引をしたとの事実を窺 わせる趣旨の控訴人本人の供述はたやすく信用できず、他に右事実を認め得る証拠 はないから、この点に関する右控訴人の主張は失当である。なおまた、控訴人は、前記の如く、被控訴人母に対し、本件各消費貸借契約に基づく貸金債権の支払を求 め、これを拒否された後に右債権の差押および転付命令の申立をしたものであると ころ、控訴人が被控訴人Bに対し右貸金債権の支払を求めた当時善意であつたか ら、その際に被控訴人Bから右支払を拒絶されたとしても、これによつて以後悪意 の第三者となるも〈要旨第二〉のではないと主張するが、民法九四条二項の善意か否 かは、虚偽表示の外形につき新たな利害関係を取得す〈/要旨第二〉ることによつて第 三者たる地位の生じた時を基準として定むべく、また、虚偽表示の外形と無関係に 右虚偽表示の当事者の一方と取引をしてその一般債権者になつたに過ぎないもの

は、右虚偽表示につき利害関係のある第三者ではないと解すべきところ、上記認定の事実関係からすれば、控訴人は、前述の債権差押および転付命令に基づいて本件各消費貸借契約に基づく貸金債権および連帯保証債権の転付を受ける以前は、本件虚偽表示の外形とは無関係に取引をした右Aの単なる一般債権者に過ぎないものというべきであるから、控訴人は、右各債権の転付を受けたときか、少なくとも右債権差押および転付命令の申立をしたときに、本件虚偽表示の外形につき利害関係を有する第三者になつたものというべきである。したがつて、控訴人の善意悪意は右各債権の転付のときか、少なくとも右債権差押および転付命令の申立をしたときを基準として判断ずべきものと解すべきであるから、この点に関する右控訴人の主張も失当である。

してみれば、被控訴人らは、本件各消費貸借契約は現実に金銭の授受がなされておらず、当事者間の通謀による虚偽表示であるから、不成立ないしは無効であり、 したがつてその連帯保証契約も無効である旨の主張をもつて控訴人に対抗し得るものというべきであるから、控訴人の本訴請求はすべて失当である。

四 よつて、控訴人の本訴請求を排斥した原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないから、民訴法三八四条によりこれを棄却し、控訴費用につき同法九五条八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 加藤龍雄 裁判官 後藤勇 裁判官 小田原満知子)